

運営推進会議について

「運営推進会議」とは、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ること等を目的としています。

1. 地域密着型サービスの創設

できる限り住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活が継続できるよう支援することを目的とし、創設されました。

【地域密着型サービスの4つのポイント】

- ① 本人本位の支援
地域密着型サービスの主人公は利用者本人です。利用者ニーズに基づいたサービス提供。本人の思いや希望を叶える方法を考えます。
- ② 継続的な支援
24時間365日、馴染みの職員による切れ目のない支援で利用者本人の暮らしを支えます。
「お世話をする」のではなく、「生きることを支援する」。本人の能力に着目します。
- ③ 地域で暮らし続けることの支援
本人が培ってきた家族や地域社会との関係の継続を大切にします。
馴染みの店、見慣れた風景、行き交う人とのふれあいなど。
- ④ 地域との支えあい
事業所も地域の一員です。地域に溶け込み、その一員としての役割を果たします。
地域資源の力を借りたり、事業所の持つ認知症ケアの実践を地域に還元するなど。



※事業所が求められる機能を果たし、地域の中で成長していくための仕組みとして、「運営推進会議」が義務付けられました。

2. 運営推進会議について

運営推進会議は、地域密着型サービス事業所が地域の一員として求められる機能を果たし、地域の中で成長していくための仕組みとして、設置が義務付けられています。

法的根拠 H18.3.14厚生労働省令第34号

○指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

【以下の規定は地域密着型通所介護事業者の場合】

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状

況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

- 目 的：①地域に開かれたサービスとして、外部の要望・助言を踏まえ、質の確保・向上を図る
 ②自己評価や外部評価結果の周知、目標達成計画のモニターとしての役割
 ③地域や行政との連携、交流、調整、情報交換と共有、学習の場所
 ④その他、活動状況の報告等

構成員：利用者、利用者家族、地域住民代表（自治会長、民生委員等）、市町職員、地域包括支援センター職員、福祉や地域密着型サービスの知見を有する人など

- 記 録：①会議の記録を作成し、5年間保存すること
 ②会議記録は、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、各事業所において公表すること（事業所に掲示、ホームページに掲載するなど）

サービスの種類及び開催頻度：

小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	2か月に1回以上、定期的開催(年6回以上)
認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	6か月に1回以上、定期的開催(年2回以上)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護・医療連携推進会議という。)	6か月に1回以上、定期的開催(年2回以上) ※平成30年度より回数が緩和されました
療養通所介護 (安全・サービス提供管理委員会という。)	12か月に1回以上

平成30年度より、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする開催方法の緩和がなされました。

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

- ・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、療養通所介護・・・i～ii
- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・i～iii
- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護・・・i～iv

・・・「活動状況の報告」についての例・・・

- ・事業所の運営方針や特色
 - ・運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均要介護度の推移など）
 - ・自己評価、自己点検結果およびその改善措置
 - ・研修その他従業員の資質向上のための取り組みの状況
 - ・人員体制や人事異動に関すること
 - ・苦情、事故、ひやりはっと事例およびその対応状況や再発防止策などの取り組み
 - ・事業所において実施した行事その他の活動についての状況
 - ・地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
 - ・地域において開催された行事や活動への参加・協力状況
 - ・非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
 - ・前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
 - ・前回の会議において見出された課題・問題点等に対する対応（改善）状況 など
- 上記はあくまで例示です。実際の報告事項については、会議開催時の事業所における課題や会議出席者（構成員）の意見などを基に判断してください。

・・・その他、会議における議題（テーマ）の例・・・

- ・地域との交流を深めるための今後の取り組みについて
- ・地域における高齢者の社会参加の促進について
- ・地域における高齢者を取り巻く環境・課題およびその支援活動について
- ・地域の高齢者に知ってほしい（普及させたい）介護予防体操について
- ・自治会や老人会、子供会等との交流やイベントの共同開催について
- ・民生委員や自治会との連携による災害時要援護者の支援活動
- ・生活機能の維持または向上について
- ・効果的な機能訓練、レクリエーションについて など

上記は基準上必須とされているものではありませんが、開催前に「次回の会議の目的」（何のために会議を開催するのか）を考え、その目的に応じた議題（テーマ）を設定することにより、事業所にとって運営推進会議が有意義なものとなるよう取り組んでください。

外部評価について

外部評価は、少なくとも年に1回以上、当該事業者が行った自己評価（自らの振り返り）結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者、外部の評価機関等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすること、また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法やインターネットを活用する方法等により開示することとなっています。

- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）

認知症対応型共同生活介護（令和3年度改正）

今般の見直しにより、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけます。これにより運営推進会議と外部の者による評価のいずれかから、第三者評価を受けることになります。

■運営推進会議を活用した評価の実施について

- ・運営推進会議における評価は、自己評価で取りまとめたサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告し、意見を得ること。
- ・運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（学識経験者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

■外部の者（評価機関）による評価の実施について

- ・外部の者（評価機関）は、「第三者による評価」という点において、運営推進会議を活用した評価と同様の目的を有する。
- ・外部評価の結果は、評価機関より「独立行政法人 福祉医療機構」が運営する「WAMNET（福祉・保健・医療情報ネットワーク）」に掲載される。

なお、外部評価実施回数の緩和については、平成30年度より緩和を希望する事業所が自ら申請する方法に取扱が変更されました。緩和を受けられたい事業所は、毎年6月末までに地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請書を事業所の存する市町へ提出してください。また、緩和の決定を受けた事業所は、緩和決定を受けた年度とその翌年度のどちらかで外部評価を受審すればよく、事業所は次の緩和申請については、緩和決定を受けた年の翌々年度にすればよいこととなります。（大阪府ホームページ参照）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護

■運営推進会議を活用した評価の実施について

認知症対応型共同生活介護を参照